

■ 当センターは特定行為研修の臨地実習施設です ■

特定行為に係る看護師研修制度とは？

○平成 26 年 6 月 18 日、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(医療介護総合確保推進法)」が参議院本会議で可決、成立いたしました。その中に平成 23 年度より検討されてきた「特定行為に係る看護師の研修制度」が含まれています。

○この制度は医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行うことができる看護師を育成するものです。この制度を受けて厚生労働省から省令が出され、平成 27 年 10 月より一部の医療行為が実施できる看護師の養成が開始されます。当センターは研修協力機関として臨地実習施設となっております。

当センターは臨地実施施設として、実習看護師は、指導医の指示のもと、緊急度、重症度の判定を行い、診療業務の一部を実施します。時間に無駄がなく、かつ効率よい円滑な診療を皆さまに提供できることにつながるものと思います。

皆さまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

この件に関するお問い合わせは看護部で承ります。

看護部担当者： 富岡 小百合

TEL 06-6785-6166 (代表)

メールアドレス：morimoto@nmcam.jp